

## 九重町の給与・定員管理等について

## 1 総括

## (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 20年度の人件費率
21年度	人 11,002	千円 6,860,122	千円 365,180	千円 1,325,749	% 19.3	% 18.0

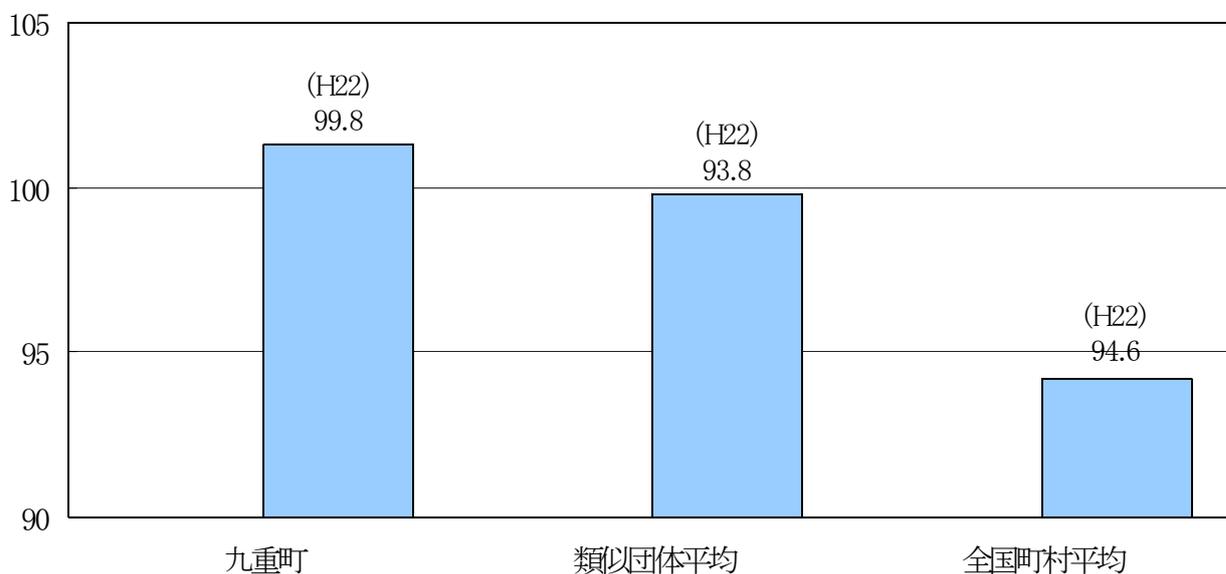
## (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人 140	千円 503,959	千円 55,418	千円 199,330	千円 758,707	千円 5,419	千円 5,663

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、21年4月1日現在の人数である。

## (3) 特記事項

## (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
21年度	円	円	円	%	%	% 0.00

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラス  
パイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
21年度	月	月	月	月	月	月 4.50

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員  
の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

**2 職員の平均給与月額、初任給等の状況**

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(22年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
九重町	41.3歳	323,600円	361,400円	342,925円
大分県	43.9歳	352,484円	432,865円	384,703円
国	41.9歳	325,579円	395,666円	- 円
類似団体	43.7歳	320,902円	359,746円	347,629円

## ② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
九重町	34.8歳	8人	260,700円	278,313円	271,250円	—	—	—	—
うち給食調理員	29.1歳	4人	220,775円	235,675円	235,675円	—	—	—	—
大分県	50.4歳	人	367,664円	412,195円	386,964円	—	—	—	—
国	49.3歳	人	284,514円	322,291円	— 円	—	—	—	—
類似団体	49.4歳	人	282,943円	302,508円	296,227円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
九重町	—	—	—
うち給食調理員	—	—	—

## ③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
九重町	46.2歳	352,418円	377,153円
大分県	45.7歳	405,747円	451,513円
類似団体	45.3歳	326,308円	344,705円

(注) 1 「平均給料月額」とは、22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

## (2) 職員の初任給の状況（22年4月1日現在）

区 分		九 重 町	大 分 県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	172,200円
	高校卒	140,100円	144,500円	140,100円
技能労務職	高校卒	140,100円	140,100円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（22年4月1日現在）

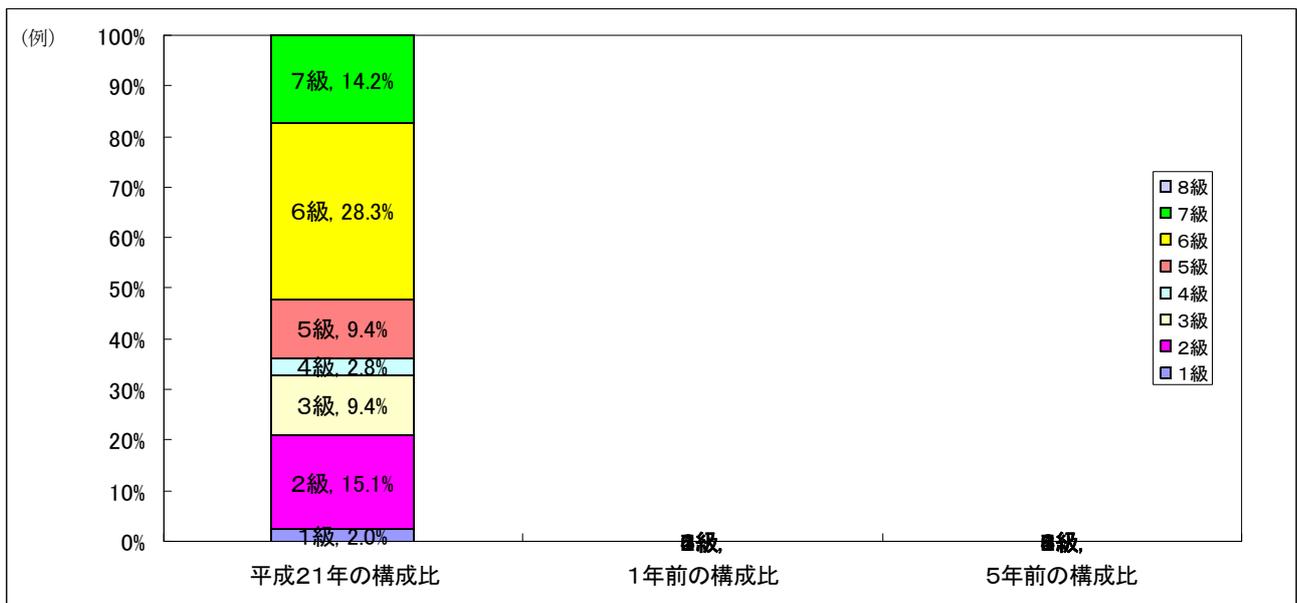
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	265,700円	350,300円	377,100円
	高校卒	198,200円	225,233円	336,700円
技能労務職	高校卒	184,200円	205,400円	250,400円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（22年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	事務員、技術員、主事、保健師、保育士、獣医、栄養士、看護師、及び教諭の職務又はこれに相当する職務	22人	20.8%
2 級	主任並びに高度の業務を分掌する保健師、保育士、獣医、栄養士、看護師、及び教諭の職務又はこれに相当する職務	16人	15.1%
3 級	主査、主任保健師、主任保育士、主任獣医、主任栄養士、主任看護師及び主任教諭の職務又はこれに相当する職務	10人	9.4%
4 級	困難な業務を分掌する主査、主任保健師、主任保育士、主任獣医、主任栄養士、主任看護師及び主任教諭の職務又はこれに相当する職務	3人	2.8%
5 級	副長、専門員、及び主幹の職務又はこれに相当する職務	10人	9.4%
6 級	課長、室長、局長、館長、所長、及び参事並びに困難な業務を分掌する副長、専門員及び主幹の職務又はこれに相当する職務	30人	28.3%
7 級	困難な業務を所掌する課長、室長、局長、館長、所長及び参事の職務	15人	14.2%

- (注) 1 九重町の規則に基づく級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

一部反映している。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

九 重 町	大 分 県	国
1人当たり平均支給額 (21年度) 1,484千円	1人当たり平均支給額 (21年度) 1,737千円	—
(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 ( 1.50 )月分 ( 0.70 )月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 ( 1.50 )月分 ( 0.70 )月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 ( 1.50 )月分 ( 0.70 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

一律に支給している。

### (2) 退職手当 (21年4月1日現在)

九 重 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20% (退職時特別昇給 ) 1人当たり平均支給額 463千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%
勸奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分	勸奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分
28,453千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当

#### (22年4月1日現在)

支給実績 (21年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
該当なし	— %	— 人	— %

#### (22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
該当なし	— %	— %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当（22年4月1日現在）

支給実績（21年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（21年度）		0%	
手当の種類（手当数）		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
町税の賦課徴収事務	税務職員	賦課徴収	月額 1,500円、月額 2,000円
伝染病防疫作業事務		防疫作業	日額 1,000円
家畜診療に従事する事務	獣医師	家畜診療	月額 20,000円
保健予防に従事する事務	保健師	予防指導	月額 1,500円
行旅死亡人の遺体収容		遺体収容	1死体 5,000円

（注）特殊勤務手当については、平成23年3月31日まで一部を除き支給を凍結している。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（21年度決算）	19,510千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	138千円
支給実績（20年度決算）	20,630千円
職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）	148千円

(6) その他の手当（21年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり・ 平均支給年額 (21年度決算) —
扶養手当	配偶者	13,000円	同じ		17,032千円	246,840円
	配偶者以外	5,000円				
	うち配偶者がいない1人目	11,000円				
	16歳～22歳の についての加算	5,000円				
住居手当	持ち家(支給限度額)	2,500円	異なる	自宅	4,905千円	81,751円
	借家(支給限度額)	27,000円	同じ			
通勤手当	1kmごとに25km まで(支給限度額)	15,800円	異なる	1kmごと	6,925千円	60,745円
管理職手当	5%		異なる	率支給	千円	円

## 5 特別職の報酬等の状況（22年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	720,000円 ( - 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 883,000円 / 353,500円		
	副 市 町 村 長	585,000円 ( - 円)	703,000円 / 326,400円		
報 酬	議 長	301,000円 ( - 円)	326,000円 / 207,000円		
	副 議 長	269,000円 ( - 円)	269,000円 / 172,500円		
	議 員	250,000円 ( - 円)	250,000円 / 157,500円		
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長 収 入 役	(21年度支給割合) 2.75月分			
	議 長 副 議 員	(21年度支給割合) 2.75月分			
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 町 村 長 収 入 役	720,000円×在職年数×500/100 585,000円×在職年数×290/100	14,400,000円 6,786,000円	任期毎 任期毎	
	備 考				

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

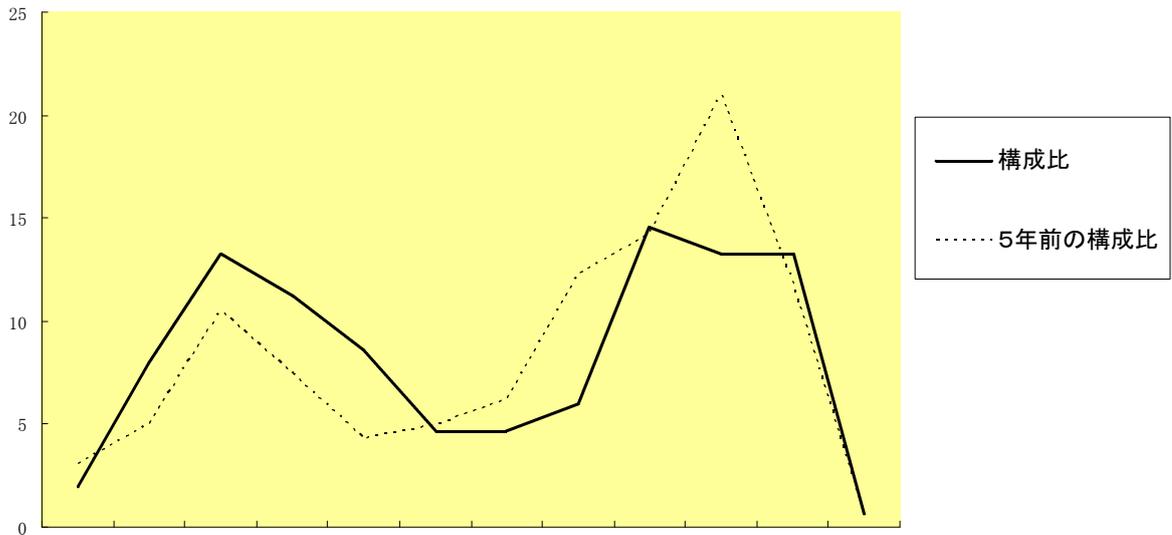
部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成21年	平成22年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会・総務	34人	34人	0人	
		税務	10人	10人	0人	
		福祉	35人	35人	0人	
		経済	27人	26人	△1人	
		土木	9人	9人	0人	
	計	115人	114人	△1人	<参考> 人口1万人当たり職員数 103.62人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 93.26人)	
	教育部門	25人	27人	2人		
	消防部門	0人	0人	0人		
	小 計	140人	141人	1人	<参考> 人口1万人当たり職員数 128.16人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 113.37人)	
公 営 企 業 部 門 会 計	水 道 そ の 他	2人	2人	0人		
		9人	9人	0人		
	小 計	11人	11人	0人		
合 計		151人	152人	1人	<参考> 人口1万人当たり職員数 138.16人	
		[ 216 ]	[ 216 ]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（21年4月1日現在）

(例) %



20歳未満 20歳～23歳 24歳～27歳 28歳～31歳 32歳～35歳 36歳～39歳 40歳～43歳 44歳～47歳 48歳～51歳 52歳～55歳 56歳～59歳 60歳以上

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	12人	20人	17人	13人	7人	7人	9人	22人	20人	20人	1人	151人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
162人	152人	10人	6.2%

(参考) 九重町行政改革大綱における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成27年3月31日	25人純減

## ② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

区 分 部 門		17年 計画始期	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目	21年 4年目	22年 5年目	17年～22年 計	(参考) 数値目標
一般行政	職員数	120	120	122	118	115		－	116
	増 減		0	2	△ 4	△ 3		△ 5 (125%)	
教 育	職員数	32	29	30	29	25		－	27
	増 減		△ 3	1	△ 1	△ 4		△ 7 (140%)	
消 防	職員数	0	0	0	0	0		－	0
	増 減		0	0	0	0		－	
公 営 企 業 等 会 計	職員数	10	10	10	11	11		－	9
	増 減		0	0	1	0		△ 1 (-%)	
計	職員数	162	159	162	158	151		－	152
	増 減		△ 3	3	△ 4	△ 7		△ 11 (157%)	

(注) 1 計画期間は、平成17年～22年の5年間である。

2 ( ) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 簡易水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 19年度の総費用に占 める職員給与費比率
20年度	千円 50,536	千円 7,884	千円 14,259	% 28.2	% 29.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
20年度	人 2	千円 7,617	千円 1,438	千円 3,338	千円 12,393	千円 6,196	千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、20年3月31日現在の人数である。

##### イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（21年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
九重町	30.5歳	228,050円	255,000円
団体平均	45.6歳	円	円
事業者	歳		円

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

九重町	団体平均
1人当たり平均支給額（20年度） 1,706千円	1人当たり平均支給額（20年度） 1,792千円
（19年度支給割合） 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 （－）月分 （－）月分	（度支給割合） 期末手当 月分 勤勉手当 月分 （ ）月分 （ ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

九重町	国
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （退職時特別昇給 該当なし） 1人当たり平均支給額 0千円 0千円	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 月分 月分 勤続25年 月分 月分 勤続35年 月分 月分 最高限度額 月分 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （退職時特別昇給 ） 1人当たり平均支給額 0千円 0千円

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、20年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（21年4月1日現在）

支給実績（20年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
該当なし	－ %	－ 人	－ %

（22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	国の制度（支給率）
該当なし	－ %	－ %

（注） 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（20年4月1日現在）

支給実績（19年度決算）				0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）				0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（19年度）				0 %
手当の種類（手当数）				0
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	

オ 時間外勤務手当

支給実績（20年度決算）	262千円
職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）	131千円
支給実績（19年度決算）	172千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	86千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他手当（20年4月1日）

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（20年度決算）	支給職員1人当たり・平均支給年額（20年度決算）
扶養手当	配偶者	13,000円	同じ		822千円	411円
	配偶者以外	6,500円				
	うち配偶者がいない1人目	11,000円				
	16歳～22歳の についての加算	5,000円				
住居手当	持ち家（支給限度額）	2,500円	異なる	自宅	210千円	210円
	借家（支給限度額）	27,000円	同じ			
通勤手当	1kmごとに25km まで（支給限度額）	15,800円	異なる	1kmごと	144千円	72円
管理職手当	5%		異なる	率支給	0円	0円

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 2	人 1	人 1	% 50

(参考) 自律推進計画における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	△1

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要

→6(3)②を参照